

質疑に対する回答（制限付き一般競争入札）

【件名：国民健康保険特定健康診査にかかる集団健診業務委託】

	受付日	質疑内容	回答内容
1	令和8年6月29日	4、特定健診実施時の注意事項（4）特定健診実施体制について 台風等の場合の対応 「健診当日 6 日前」とあります。 判断が難しい場合も考えて、「3 日前」に変更することはできないでしょうか。	別紙 1（業務仕様書）【特定健診の実施について】4、特定健診実施時の注意事項（4）特定健診実施体制について 当項目は、自然災害及び大規模感染症等の発生の影響により、当日の体制準備ができない場合を想定しています。 台風等の接近に伴う実施の中止等は、健診当日 6 日前に関わらず、6、その他に基づき、市及び受託者協議の上決定いたします。